

第12回 通常理事会 議事録

(2023-2024 年度 第12回)

日 時：令和6年5月21日（火）15:00～17:30

会 場：神奈川県建築士事務所協会会議室 および WEB会議システム（ZOOMを利用）併用

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道	○	山口 雄	×	古室 大悟	○	白川 幹 WEB	○	鈴木 武昭
○	有泉 絵美	×	名和 靖晃	○	永島 優子	○	鈴木 興	○	長友 寛昌 WEB	○	古谷 雄一	×	高橋 康
○	大和田 優	×	横山 尊重	○	福田 亮一	○	田中 正幸	△	矢野 高 WEB	△	奈良 直史 WEB	×	伊藤 耕人
○	杉本 勝郎	○	佐藤 眞吾	○	松井 正	○	酒井 弘幸						
監事		○	平野 武洋	○	山本 敏夫	○	棕 茂廣			日事連副会長		×	白井 勇
(事務局)磯部事務局長、野口総務課長、 小林業務兼登録課長								議事録作成者:酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：20名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

・平山会長挨拶

・5/20 顧問である甘利議員へ以下の3点を要望したことを報告。

- 1 新耐震グレーゾーン木造住宅耐震化の促進
- 2 設備設計一級建築士制度の廃止
- 3 建築士事務所法（業法）の制定

・定足数の確認 25名中（ 18 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。

・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。

・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料1-1により、磯部事務局長から以下の通り説明。

・正会員の入会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 CaSA associates 一級建築士事務所（井上 智香子）

以上、1 社の入会（6/1 から）が承認された。

- ・正会員の退会 なし

以上、1 社の入会が承認された。入会 1 社、退会 0 社 現在会員数 7 4 4 社。

- ・賛助会員 入退会 なし 現在会員数 9 6 社。

第 2 号議案 理事増員と定款施行細則第 8 条第 1 項による本会が推薦できる理事（案）について
承認を求める件（任期：2024（令和 6）年度）

資料 1-2 により、山口英生副会長から以下の通り、理事の増員と理事候補者として 3 名を推薦すること
を説明。また、理事数についても、定款第 27 条第 1 項第 1 号に抵触しないことを説明。

横浜支部 ㈱ワタナベ福祉設計一級建築士事務所 渡邊 靖様
横須賀支部 ㈱アスデック建築事務所 小泉 厚様
鎌倉支部 ㈱悟工房一級建築士事務所 山中 信悟様

（ご意見等）

- ・推薦の理由が示されていないが。

→ 前回の推薦理由を説明。

渡邊様は、「住・緑・家」運営特別委員長であり、「住・緑・家」コンペ事業の普及など対外的な活動を
精力的にしている。

小泉様は、会報誌編集特別委員長として、会報誌の刷新・改訂に尽力した。

山中様は、木造特別委員長であり、県木連など対外的な活動を精力的にしている。

- ・体調面が心配な方もいるが。

→ 本人が役員となると決めているのであれば、フォローしていく。

以上、原案通り推薦について承認された。

承認されたため、総会の第 2 号議案とすることが確認された。

第 3 号議案 定款施行細則第 8 条第 4 項に基づく常勤役員候補者の推薦について承認を求める件
（任期：2024（令和 6）年度）

資料 1-3 により山口英生副会長から以下の通り説明。

第 11 回総会において、任期を 2023（令和 5）年度としておりました現常勤役員（専務理事）
である以下の者を常勤役員候補者として改めて推薦したい旨説明。

氏名：酒井 弘幸

以上、原案通り推薦について承認された。

承認されたため、第2号議案と同様に総会の第2号議案とすることが確認された。

第4号議案 第12回定時総会開催及び付議案件について承認を求める件
(職務執行状況の報告含む(10月～3月))

資料1-4により、以下の通り内容を説明。

①総会開催通知(案)、回答用紙(案)を磯部事務局長が説明。

日 時：2024(令和6)年6月7日(金)

受付：14時00分～

定時総会：14時30分～16時10分(表彰式含む)

政研通常総会：16時20分～17時00分

賛助会フェア：17時00分～18時00分

懇親会：18時00分～19時30分

会 場：ロイヤルホールヨコハマ 4Fエリゼの間

懇親会：会費 6,000 円

議案書は、ダウンロードサイトを記載。

回答方法は、マイクロソフトフォームズ、メール、FAXで回答を頂く形式。

以上、原案通り開催が承認された。

続いて、付議案件(議案)について、磯部事務局長、古谷総財務委員長が説明。

②次第(案)

③第1号議案 2023年度決算報告承認の件(説明者：古谷総財務委員長)

監査報告(報告者：山本監事)

④第2号議案 役員の選任案承認の件(説明者：議長)

以上、原案通り付議案件が承認された。

続いて、職務執行状況について、定款第29条第9項による職務執行状況の報告を平山会長、酒井専務が実施。また、総会資料用の事業概要報告書にまとめ、総会当日に報告することが確認された。

⑤第1号報告 2023年度事業の報告(報告者：山口英生副会長)

⑥第2号報告 2024年度事業計画の報告(報告者：山口英生副会長)

⑦第3号報告 2024年度予算の報告(報告者：古谷総財務委員長)

第5号議案 会員サポートセンターコンテンツ「他士業紹介サービス」神奈川県行政書士会との
協定締結について承認を求める件

資料1-5により、鈴木業務支援委員長から以下の通り説明。

3月21日理事会の検討事項として協定書(案)および協定実施要領(案)提出し、意見等も無かつ

たことから、改めて協定締結について提案。

①行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）は、行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）及び建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（行政書士等の紹介）

乙の会員が乙に対し行政書士等の紹介を希望する場合、乙は甲に対し行政書士等の紹介を依頼することができ、甲はこの依頼を受諾することができる。

第2条（建築士事務所等の紹介）

甲の会員が甲に対し建築士事務所等の紹介を希望する場合、甲は乙に対し建築士事務所等の紹介を依頼することができ、乙はこの依頼を受諾することができる。

第3条（直接受任）

- 1 本紹介制度において、行政書士等または建築士事務所等は、紹介を受けた個別案件について相談者から直接受任することを妨げない。
- 2 甲及び乙は、行政書士等または建築士事務所等に対し、当該受任は当該行政書士等または建築士事務所等が責任をもって行うものであり、甲及び乙に何ら責任を生じるものではないことを相談者に対し明示させるものとする。

第4条（第三者への情報提供）

相談者に関する情報については、相談者の書面による同意を得ることなく第三者に開示してはならない。

第5条（事務局の設置）

- 1 甲の事務局は神奈川県行政書士会事務局とする。
- 2 乙の事務局は業務課担当事務局とする。

第6条（対応できる会員がいないときの処置）

依頼に対応できる会員がいない場合には、速やかに他方当事者に対し、連絡するものとする。

第7条（苦情の処理について）

被紹介会員への苦情については、当該会員の所属会へ申立するものとし、その苦情に関しての対応については、その所属会の処理にゆだねるものとする。

第8条（必要事項の協議）

本紹介制度等の運営について必要な事項は別途定める。

第9条（運営協議）

- 1 共同での相談会の開催、一方の会が開催する相談会及び講演会への他方の会の会員の推薦並びにその他両会及び両会の会員の交流を推進するための活動について継続的に協議する。
- 2 甲及び乙は定期的に協議するとともに、相互に協議を求めることができる。

第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、○年○月○日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後、この例による。

第11条（他団体との関係）

甲が、乙以外の建築関係の団体との間で、本協定と同趣旨の協定を締結していること及び締結することは妨げない。

この協定を証するため協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

○年○月○日

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
[甲] 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中区不老町3-12 加瀬ビル201-2階
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会 長 平山 正義

②行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）の間で締結する○年○月○日付け行政書士及び建築士事務所の紹介等（以下、「本紹介制度」という。）に関する協定（以下、「本協定」という。）第8条に定める実施要領は下記のとおりとする。

第1条（担当事務局の設置及び連絡等について）

- 1 本紹介制度における乙からの連絡は、本協定第5条第1項に基づき甲神奈川県行政書士会担当事務局（以下、「甲担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 2 本紹介制度における甲からの連絡は、本協定第5条第2項に基づき乙業務課担当事務局（以下、「乙担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 3 甲及び乙は相互に、担当事務局の電話番号、FAX番号及びメールアドレス等連絡先を通知するものとする。

第2条（行政書士等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、乙が甲に対して行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）の紹介を希望する場合は、乙担当事務局から甲担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 甲において行政書士等の紹介ができない場合には、甲担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った乙の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第3条（建築士事務所等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、甲が乙に対して建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介を希望する場合は、甲担当事務局から乙担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 乙において建築士事務所等の紹介ができない場合には、乙担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った甲の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第4条（費用について）

- 1 本紹介制度において、甲担当事務局及び乙担当事務局における事務処理費用については原則無料とし、紹介者に対しての費用請求はないものとする。
- 2 本紹介制度の紹介により業務が発生した場合の報酬や費用については、当事者間で協議の上決定するものとし、それについては、甲および乙は、関与しない。

第5条（運営協議）

- 1 甲及び乙の運営協議は1年度中に少なくとも1回以上開催するものとする。
- 2 前項の運営協議の事務は甲及び乙の担当事務局が相互に行う。
- 3 前2項の場合にかかわらず、甲及び乙は相互に、随時運営協議の開催を求めることができる。この場合の運営協議の事務は、当該開催申出会の担当事務局が行う。

付 則

本協定及び本実施要領に定められた行政書士等の紹介のうち、行政書士法人の紹介については、甲の行政書士法人紹介体制が整うまではこれを行わないものとする。
この協定実施要領は、○年○月○日から施行する。

本実施要領を証するため実施要領2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する

○年○月○日

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
〔甲〕 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中区不老町3-12 加瀬ビル201-2階
〔乙〕 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

以上、原案通り協定案が承認された。

協定締結日については、神奈川県行政書士会と調整し、決定させてすることを併せて承認した。

第6号議案 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会カード型会員証の新規発行を中止すること
について承認を求める件

資料 1-6 により、古谷総財務委員長から以下の通り説明。

旧会員証からの切替えや更新が進まず、発行に関する仕組みを構築することが困難であるため、新規発行は中止したい。ただし、デジタルツールなど、会員の本会への帰属意識や利便性の向上を図るための取り組みは今後継続して行っていくことを説明。

以上、原案通りカード型会員証の新規発行を中止することが承認された。

第7号議案 神奈川県弁護士会 14 士業合同相談会 後援および相談担当者派遣依頼について承認を
求める件

資料 1-7 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

神奈川県弁護士会より、例年実施協力している標記相談会についての後援依頼と相談員の派遣依頼であることを説明。

また、相談員については、指導委員会で検討頂きました以下の派遣相談員案を併せて説明。

事業名：14 士業合同 くらしと経営のなんでも相談会

開催日時：2024 年 7 月 27 日（土）13：00～17：00（大会担当時間 15:00～17:00）

（派遣相談員案）

横浜支部 梅原 義信 様（指導委員）

県西支部 松井 正 様（指導委員長）

以上、依頼通り後援を承認すると共に原案通り相談員派遣が承認された。

第8号議案 ホームページホスティングサービス申込について承認を求める件

資料 1-8 により、白川広報情報委員長から以下の通り説明。

本会ホームページの改訂検討と「会員サポートセンター」ホームページの充実のため、「会員サポートセンター」ホームページの作成会社である株式会社メディアプライムスタイル（大会賛助会員）にホスティングサービスの申込をしたい旨を説明。予算（5,500 円/月×12 ヶ月）については、今年度計上済みであることを併せて説明。

＜サービス内容＞

- ・基本サポート（電話サポート/ 遠隔サポート）
- ・初回訪問レクチャー・簡易マニュアル作成

- ・コンテンツ更新代行：月１回（原稿はお客様でご用意）

※ある程度まとめてから指示する方向。（ルーティーンを決定し対応。）

※緊急な対応が出た場合は、内容次第となるため、都度相談することとした。

以上、原案通りサービス申込が承認された。

また、オプションについては、様子を見ながら検討することとした。

第9号議案 鎌倉市建築審査会委員推薦について承認を求める件

資料 1-9 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

鎌倉市長より標記依頼があり、鎌倉支部より以下の通り推薦があったことを説明。

鎌倉支部 永利 鈴美子 様（有限会社清田育男計画設計工房一級建築士事務所）

任期：委嘱の日から２年間

以上、原案通り委員推薦が承認された。

第10号議案 倫理委員会の設置と倫理委員の推薦について承認を求める件

検討事項（３）による倫理委員会の設置と以下の委員推薦案を平山会長が提案。

< 倫理委員会委員（案） >

支部名	氏名	事務所名
横浜支部	山口 英生	港設計一級建築士事務所
横浜支部	鈴木 武昭	(株)エスシー・テクニカ
横浜支部	白川 幹	(株)白川設計
川崎支部	長友 寛昌	長友建築研究室
横須賀支部	古谷 雄一	(有)雄設計室
県西支部	松井 正	(株)マツイアーキテクトコンサルタント
専務理事	酒井 弘幸	(一社)神奈川県建築士事務所協会

以上、原案通り委員会の設置と倫理委員が承認された。

また、次回理事会までに調査を実施する。そのため、調査に必要な資料を藤沢支部より提供頂くこととした。

2 報告事項

第1号報告 会員入会等の報告

資料 2-1 により、磯部事務局長が報告。

- ・入会 （ ）は指定代表者名

川崎支部 富士通株式会社一級建築士事務所（安嶋 義真）

・退会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 一級建築士事務所 三徳建築設計（菊池 美徳）

横浜支部 株式会社ソナーズ二級建築士事務所（遠藤 悟）

湘南三浦支部 有限会社内騰・建築設計事務所（内騰 隆之）

藤沢支部 有限会社コボットハウス（小堀 哲郎）

以上、入会 1 社、退会 4 社 会員数 7 4 3 社

・賛助会入会

株式会社メディアプライムスタイル

・賛助会の退会 なし

以上、入会 1 社、退会 0 社 会員数 9 5 社

第 2 号報告 寒川町木造住宅耐震相談に関する協定締結についての報告

資料 2-2 により、磯部事務局長が報告。

例年通り、寒川町、本会および茅ヶ崎寒川支部の 3 者で協定を締結したことを報告。

協定期間：2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

第 3 号報告 令和 6 年版「かながわけんみん防災カード」の作成申込の報告（正副会長専決）

資料 2-3 により、正副会長にて専決した内容を酒井専務が以下の通り報告。

昨年度、関東大震災 100 年であること等から、神事協ブロック支部委員会において、かながわ県民防災カード、同キッズカードの 2 種類を申込・作成（各 1,000 部作成で、16,000 円）し、支部しごと展において配布。4 月 23 日に県防災局から、今年度の申し込みについての連絡があり、申し込み期限が 4 月 30 日であることからブロック支部委員会に意向を確認したところ、能登半島地震、西日本各地の地震多発等、市民・県民の関心が引き続き高いであろうことから、しごと展等での神事協 PR の費用対効果も勘案して、カード作成（各 B コース計 16,000 円の支出）したいとの意向があり、当該費用の予算計上はしていませんでしたが、正副会長の専決事項として、作成の申込みをしたことを報告。

第 4 号報告 日事連建築賞の作品推薦推薦報告（5/20 推薦締切 正副会長専決）

（応募総数：一般建築部門なし、小規模建築部門 3 点）

資料 2-4 により、磯部事務局長が以下の通り報告。

4 月 17 日に応募締め切り、小規模建築部門に 3 作品の応募があり、日事連への推薦期日の関係から 5 月 17 日に正副会長会で審査した。本来であれば、当会からは 2 作品の推薦となるが、募集要項上、

一方の部門に応募がない場合は1作品追加出来ることから、以下の作品を推薦したことを報告。

建築作品名称 二戸一の大きな家

事務所名 P E R S I M M O N H I L L S a r c h i t e c t s

建築作品名称 材木座公会堂

事務所名 有限会社湘南建築工房一級建築士事務所

建築作品名称 T G H

事務所名 一級建築士事務所有限会社イーブン・イフ

3 検討事項

(1) 神事協が保有する規定等の取扱いについて

- ・資料3-1により、古谷総財務委員長から以下の通り説明。

総財務委員会では当会が定めている各種規程等について、役員でも知らないことが多くあるため、内容の確認と公開方法、公開対象等について以下の通り整理したので、内容の確認等も含め、ご検討をお願いしたい。

また、公開する方法等（ホームページへの掲載方法など）については、今後広報情報委員会と相談していきたい旨を説明。

<総財務委員会での整理・検討経過>

- ①規程（内規含む）等の洗い出しと内容の確認
- ②現在の公開方法と公開先等の確認
- ③今後の公開方法と公開範囲の提案

神事協が保有する規定等の取扱いについて(案)

20240513 版

		現状		今後の公開方法(案)			
		一般公開	会員名簿	一般公開	会員限定	会員名簿	非公開
	公開範囲	公開方法		HP (事務局での閲覧含む)			
*運営全般に関するもの	定款	○	○	○		○	
	定款施行細則		○	○		○	
	会費規程			○			
	役員等の費用弁償規則			○			
	常勤役員の報酬規程			○			

	倫理規程		○	○		○	
	懲戒規程		○	○		○	
	表彰規程		○	○		○	
	表彰基準		○	○		○	
	基準支部規則			○			
	神事協令和会規程		○	○		○	
	「SNS活用ガイドライン」と 「SNS運用ポリシー」			○			
	同好会運用規則			○			
*委員会規程	建築物耐震改修評価特別委員会規程		○		○	○	
	「住・緑・家」運営特別委員会規程		○		○	○	
	景観・まちづくり特別委員会規程		○		○	○	
	マンション等の大規模修繕業務特別 委員会規程		○		○	○	
	木造特別委員会規程		○		○	○	
	青年部会運営委員会規程		○		○	○	
	災害時対策特別委員会規程		○		○	○	
	会報誌編集特別委員会規程		○		○	○	
*委員会規程 (事業関係)	建築物等調査・鑑定業務登録事務所要綱				○		
	景観整備機構等の業務対応登録者 登録要綱				○		
	設計者選定システム「住・緑・家」 コンペティション要綱				○		
	マンション等の大規模修繕業務対応 登録事務所登録要綱				○		
*内規等	後援名義等の使用等の取扱いについて				○		
	広告掲載取扱要領				○		
	講師料等についての規程				○		
	理事会推薦理事の推薦基準について				○		
	各種取り扱いについて				○		
	功労者(退会者)への対応について				○		

	ブロック支部担当理事の内規				○		
* 共済会関係	共済会規程		○		○	○	
	共済会規程第 4 条第 2 号に定める「特別会友」の取り扱いについて				○		
* 事務局関係	事務処理規程				○		
	電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程				○		
	正職員就業規則				○		
	臨時職員就業規則				○		
	嘱託職員就業規則				○		
	職員給与支給規程				○		
	賞与支給規程				○		
	職員退職金規程				○		
	職員関係規程に係る運用基準				○		
	育児・介護休業および育児・介護短時間勤務に関する規程				○		
	在宅勤務規程				○		
	新型コロナウイルス感染症における事務局職員の特別休暇の取り扱いについて				○		
* 建築士事務所登録事務関係	登録等事務規程				○		
	建築士事務所の登録等に関する取扱要領				○		
	建築士事務所登録簿閲覧規則				○		
* 名簿類	会員名簿		○			○	
	役員名簿	○	○	○		○	
	委員会委員名簿		○		○	○	
	委員会事業関係名簿(調査鑑定)	○		○			
	委員会事業関係名簿 (マンション大規模修繕)	○		○			
	委員会事業関係名簿(景観整備機構)	○		○			
* その他 (神事協本体関係)	かながわ建築設計政経研究会会則				○		
	神事協・神奈川賛助会会則		○	○		○	

*外部との 協定など 注：協定先に確認 し、掲載。	(県)災害時における応急仮設住宅の 建設等に関する協定			○			
	(県)災害時における住宅再建に係る 相談業務に関する協定			○			
	横浜市消費生活相談に伴う住宅の施工に関 する調査、診断及び専門的助言に関する覚 書			○			
	横浜市住宅供給公社との令和5年度耐震ト ータルサポート事業に伴う建築士派遣に関す る覚書			○			
	相模原市指定景観整備機構			○			
	寒川町木造住宅耐震相談に関する協定				○		
	(弁護士会)弁護士及び建築士事務所の 紹介等に関する協定			○			
	野中公認会計士事務所 委嘱契約				○		
	(総合資格)講座割引支援に関する提携 についての覚書			○			
	(UDI)確認申請手数料の割引に関する 覚書			○			
	神奈川県建築会議 関係 (他、二会の合意を得る)			○			
*その他	(一社)かながわ建築事務所協会 関係						○

(ご意見等)

- ・「SNS活用ガイドライン」と「SNS運用ポリシー」は、分けた方が良いのでは。
- ・広報情報委員会で「プライバシーポリシー」を検討している。
- ・委員会規程（事業関係）の「マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所登録要綱」は、委員会のホームページに掲載しているが、どのように対応したらよいでしょうか。
また、マンション等の大規模修繕業務特別委員会名簿も同様に掲載していますが。
→ 委員会の判断でお願いします。会員限定ではなく、一般公開へ修正。
- ・入会希望者も内容を確認できるのでしょうか。
→ 現在は定款のみだが、一般公開すれば確認できる。
- ・事務局関係については、会員限定で事務局での閲覧で良いのでは。
→ 追加、修正します。
- ・特別会友の名簿も掲載が必要では。
- ・賛助会員の名簿も追加した方が良いのでは。
→ 賛助会ホームページの管理は賛助会員が実施。名簿の管理は、事務局で実施している。
- ・行政との協定など、社会貢献に関わるものは公開した方が良いのでは。（支部の協定も含む）

- ・掲載方法については、会員のページの整理も必要ではあるが、掲載は可能だと考えている。
今後調整していく。

情報収集のため、以下を依頼すると共に、引き続き、検討事項として検討することとした。

- ・提出した内容以外にもある場合は、お知らせ下さい。
- ・支部についても情報提供頂く。(支部長会にて依頼する)

(2) 建築基準法・建築物省エネ法改正法の円滑施行のためのサポート体制について

- ・資料 3-2 により、山口雄副会長から以下の通り説明。

建築基準法・建築物省エネ法改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じることを想定し、そのような申請者に対し、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県に構築する予定であり、8 県（岩手県、静岡県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、長崎県、鹿児島県）で先行して実施中。

神奈川県でサポート業務を実施する場合、実施主体（事務局）を神事協でになって頂けないかとの相談があったこと。予算：200 万円（周知費用事務費 40 万）。内容は、個別相談の実施と勉強会の実施を想定していることを説明。

国は、今年の夏から準備し、1 月から実施を予定しておることから、受け皿となれるかも含めて、検討頂きたい。

(ご意見等)

- ・詳細の内容が不明なため、検討も難しいのでは。
→ 6/20 の次回理事会で、神奈川県より具体像を説明頂くこととした。

(3) 藤沢支部における不祥事について

- ・追加資料 3-3 により、藤沢支部所属の大和田理事から以下の通り説明。

①＜横山尊重氏による不祥事 事件概要＞

1 横山尊重氏の属性等（神事協に関係するもの）

☐ 役職関係

- ・神事協本会 R5-6 年度 理事（湘南ブロック選出）
ブロック支部委員会 委員長
青年部会運営委員会 委員（R3-4 年度 同委員長）
- ・神事協藤沢支部 R3-4 年度・R5-6 年度 副支部長（財務担当）
- ・神事協認定同好会「湘南芝刈倶楽部」R2 年度～R6 年 4 月 15 日 会計担当

☐ その他

- ・事務所所在地 藤沢市より転出（時期不詳）、現在は横浜市保土ヶ谷区との情報。（未確認）

2 事件概要

□事件発覚の経緯

- ・ R6/4/15 日に藤沢支部会計監査を開催したが、財務担当（横山氏）の提出書類に不備があったため再度会計監査を行うこととした。
- ・ R6/4/25 日、第 2 回支部会計監査にて提出書類の確認精査を行ったところ、提出書類の偽造および預金残高の不整合等が判明した。
- ※備考：R6/4/15 日（初回支部会計監査日）に湘南芝刈倶楽部の預り金全額¥177,677 を次期会計担当に引き渡し、2 年間累計未払い金¥155,702 を処理した。

□支部資金の私的流用 ※悪意があると判断。

- ・ R5/4/1 日から R6/4/22 日までの期間、複数回に渡り流用した。事件発覚時の各口座等の残金は、振替口座¥559、普通口座¥60,454、現金不明であった。

□偽造文書の提出 ※悪意があると判断。

- ・ 電磁的手法を用いて、預金通帳、金融機関発行の入出金明細書を改ざんし、会計監査提出書類とした。

□支部会務の執行および職務の放棄

- ・ R5 年度 3・4 期分の会費徴収（支部会員への請求）を一部の会員に対して行わなかった。
- ・ 本会への会費納入を複数回行わなかった。

□藤沢支部会員および関係者との金銭トラブル

- ・ 複数の事案があることを確認した。

3 事件処理

□私的流用金額の特定および返金

- ・ 4/25 日～5/9 日の間に臨時役員会を 3 回開催し処理方法等の対策について検討した。
- ・ 近藤支部長、平山監事、三村相談役の主導のもと私的流用金額の特定および返金の督促を行い、5/1 日（¥2,500,000） ※ 約束では、4 月中の返金だった。
- および 5/10 日（¥129,701）の振込により全額が返金された。

□本会への報告

- ・ 5/8 日に近藤支部長、大和田理事が神事協事務局に赴き、正副会長および専務理事に対して今般の不祥事の詳細報告を行った。
- ・ 同日、本会決算書作成に遅延が生じないように、三村相談役から野口事務局員に対して支部会計資料等の説明を行った。

□本会会費未納金

- ・ 5/10 日、会費未納分の全額¥928,800 を本会へ支払った。（本会総会対応として）

□支部会費等の徴収

- ・ 第 47 回藤沢支部通常総会（5/16 日）後に未請求分を合算した会費請求書を発行する。

4 本人処分方法

☐ 支部役員

- ・本事件により支部役員の解任が適当と判断し、支部総会の議案として提出する。
→ 5/16 支部総会にて支部役員を解任。

☐ 所属支部

- ・現に、藤沢市内に事務所所在地が存在しないことから、事務所登録変更の有無に係らず、藤沢支部所属会員ではないことの旨を支部総会後速やかに本会へ通知する。

☐ 神事協会員資格

- ・会員資格は本会が判断する事項であるため、本会より情報提供等の要請があった場合のみ、支部として対応することとする。

☐ 神事協理事としての処遇

- ・本会が判断する事項であるが、湘南ブロックが推薦した理事のため鎌倉支部および茅ヶ崎寒川支部と協議し、処遇に対する要望等を本会（理事会）に提出することとする。

☐ 刑事告発等

- ・未定（直近の支部役員会では必要な労力を考慮し告発しない方向、未決議）
※弁護士が作成した告訴状がないと受理されない現実がある。
※弁護士報酬 50～100 万円の費用を要する。
※支部総会を延期した結果、総会開催までに全額返金された。

5 再発防止策

☐ 支部会務の執行および職務

- ・次年度からの「会計担当 2 名体制」等を見据え、本年度は会計担当のあり方検討に努める。

☐ 横山氏が係る金銭トラブル等

- ・本説明書を用いるなど、関係各所への情報提供に努めることで横山氏が関係する金銭トラブルが発生しないよう心掛ける。

6 その他

- ・ひとりの不届き者が起こした事件で終わらせることなく、支部会員全員が「現行の組織としての問題点」を共有し、その改善すべき箇所を検討、支部規則の改正へと繋げていきたい。

特に、会計に関する事件発生を回避する仕組みづくりやチェック監視体制の強化を目指すことが重要であり、支部会員の皆様と共に考え、また、情報発信に努めていくことで、藤沢支部のみならず本会および他支部における類似事件の発生を抑止することになると考える。

今後、藤沢支部はこれらの視点を加えたかたちで支部を運営することを宣言する。また、

今回の事件発生が「結果吉と帰る」よう、支部の発展に努めていくことを確認する。

②近藤藤沢支部長から提出された要望書等の内容。

会員名：横山 尊重（建築総合企画ジーボックス）の処遇等についての要望内容を確認。

1. 現在、藤沢市内に事務所所在地が無い場合、事務所登録変更の有無にかかわらず、支部所属会員として認めることができません。早急に対処頂けるよう要望致します。
2. 5/21 日開催の理事会において退会勧告が議決され、6/7 日開催の本会総会において理事数増がなされた場合、直ちに横山氏が退会できるよう予め必要な手続等を講じるよう要望致します。

※ 本人は退会に応じるとのこと。（支部で確約をとった。）

3. 理事会において、別紙説明書を配布いただき、また議事録に添付することで、現在の支部のあり方への反省および今後の支部運営に係る取組み等、他支部の皆様と共有することで、藤沢支部が神事協の発展に寄与することが可能になると考えます。

情報の共有を強く要望致します。（賛助会員への情報共有もお願いしたい。）

（要望内容の確認と対応方法 など）

- ・理事の解任（辞任）について
→ 6 月 7 日の総会以降の日付で辞任届を提出して頂く。
- ・事実の周知と再発防止

（定款等の確認）

- ・退会について（定款）

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項各号の一の規定又は理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

- ・懲戒について（定款）

第13条 懲戒は、次の4種とする。

- 一 文書注意
- 二 会員の資格停止
- 三 退会勧告
- 四 除名

- 2 会員が、理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当する行為をしたときは、除名を除き

理事会の決議を経て懲戒することができる。

・除名について（定款）

第14条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

一 本会の定款又は規則に違反したとき。

二 理事会が別に定める倫理規程に違反する行為等により本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

・役員の解任について（定款）

第19条 総会は、次の事項を決議する。

二 会員の除名 → 総会員数の2/3以上の決議

三 役員の選任及び解任 → 総会員数の過半数の決議（監事の場合は2/3以上の決議）

・役員の定数および任期について（定款）

第27条 本会に、次の役員を置く。

一 理事 25名以上30名以内

二 監事 3名以内

第31条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 （略）

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、第27条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 現在の理事数は25名のため、辞任は定数を満たさなくなるため、不可。

・倫理規程について（抜粋）

第1条 この規程は、定款第14条第1項第二号に基づき、本会の正会員が保持すべき倫理を定めるものである。

第10条 この規程に反した会員は、別に定める懲戒規程の対象となる。

・懲戒規程について（抜粋）

第1条 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「本会」という。）は、正会員が行う業務

に係る不正行為及び不適切な行為に厳正に対処するため、定款第13条第2項に基づき、懲戒に関し必要な事項を定める。

第2条 正会員は、次の事項に該当する行為があったときは、懲戒の対象となる。

一 建築士法、建築基準法等建築関係法令に違反し、行政上の処分を受けたとき

二 本会の定款若しくは倫理規程に反したとき

三 本会の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為があったとき

四 建築士事務所業務に関する苦情対象事務所として誠実な対応を怠ったとき

2 懲戒は、理事会の決議に基づいて行う。ただし、除名については、総会の決議に基づくものとする。

第3条 本規程により処分を受けた者に対して、その内容が書面で本人に通知され、処分が確定した後、会報等でその内容を公表することができる。

第4条 会長は、正会員が行った行為に懲戒の事由があると思料するときは、速やかに倫理委員会にその調査をさせなければならない。

2 倫理委員会は、調査を求められたときは、速やかに調査の期日を定め、調査を受ける正会員にその旨を通知しなければならない。

3 前項による通知を受けた正会員は、調査期日に指定された場所に出向き、調査を受けなければならない。

4 倫理委員会は、調査に関し必要があるときは、当事者及び関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

5 倫理委員会は、前3項及び前項による調査の結果に関する報告書を速やかに会長に提出する。この場合、懲戒処分が妥当と思料したときは、定款第13条第1項の懲戒の種類を記すものとする。

6 理事会は、倫理委員会が行った調査報告書に基づいて審議し、正会員を懲戒することが相当と認めたときは、速やかにその内容を書面により懲戒対象となる正会員に通知しなければならない。

・倫理委員会について（定款施行細則）

第24条 本会は倫理規程を会員に遵守させるとともに、倫理規程等に違反があった場合に的確に対処するため、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 会員に対する倫理規程の普及・指導

二 懲戒規程第4条に基づく調査

3 倫理委員会は7名以内の委員で構成し、委員は会長が推薦し理事会の決議を経て会長が委嘱する。

以上のことから、倫理委員会を設置し、調査する案件であると判断し、第10号議案として、倫理委員会の設置と倫理委員の推薦をすることを提案。

（4）一般社団法人かながわ建築事務所協会について（意見交換会開催 出席依頼）

日 時：令和6年5月27日（月） 14：00～16：00

方 法：一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 会議室 又は WEB会議（ZOOMを利用）

テーマ：1. 建事協の現状と課題 2. 建事協のあり方 3. 今後の進め方

・改めて出席をお願いした。

4 各委員会報告等

①委員会報告

・資料4-1等により各委員会から報告された。

総財務委員会：5/9

業務支援委員会：5/13

広報情報委員会：4/23

ブロック支部委員会：4/19

法制委員会：開催なし

指導委員会：5/9 ・9/12 講習会実施予定。

青年部会運営委員会：5/10 ・地引網大会で子供向けイベント（砂造形）を追加。

埼玉会へも案内をした。

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：開催なし

「住・緑・家」運営特別委員会：開催なし

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：開催なし ・9月に現場見学会を実施予定。

景観・まちづくり特別委員会：5/20

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：開催なし

木造特別委員会：開催なし

マロニエ BIM コンペかながわ2024 実行委員会：4/25、5/1、5/9、5/15、5/20

・審査委員長が決定できていない状況。そのため、お知り合いの先生がいましたらご紹介頂きたい旨依頼。11月実施に向けて調整中。

②「会員サポートセンター」関係の報告（業務支援・広報情報）

・ホームページの不具合等を調査し、修正予定。

お気づきの点がございましたら、連絡をお願いした。

5 日事連関係の報告

（1）第46回建築士事務所全国大会（福井大会）実施要項

- ・資料 5-1 により、事務局から以下の通り報告。

開催日時：令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金） 受付 9:40～ 表彰式 10:00～ 基調講演 13:00～
会 場：フェニックス・プラザ
パーティ：コートヤード・バイ・マリオット福井

※ 宿泊施設のあつせんは無いため、早めの手配をお願いした。

6 その他

（１）行事日程等

- ・資料 6-1 により、磯部事務局長から主な会議等が報告された。

理事会：6/20、7/18、8/22、9/19、10/17、11/21、12/19

2025/1/16、2025/2/20、2025/3/21

総会：6/7 地引網：6/15 スポーツ大会：9/28 全国大会：10/11（福井）

（２）その他

①臨時（アルバイト）職員（小椋 真様）の採用報告と紹介

②6/15 開催 地引網大会について

- ・中止の連絡は、各自でホームページを確認頂く方法とした。

○定款第47条により出席した会長及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

会 長	平山 正義	印
監 事	平野 武洋	印
監 事	山本 敏夫	印
監 事	椋 茂廣	印